

## 平成23年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成24年1月16日(月) 午後1時30分～3時30分
開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成23年10月から12月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> 議題2 抽出事案の審議(坂本委員抽出)                 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について                 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回開催日程及び抽出委員の選定</li> </ul>

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について                      実施入札は169件、内工事が156件、委託が13件で、請負契約額計は約16億6千万円で、平均落札率84.76%、平均参加者12.7社であった。</li> <li>・指名停止措置の運用状況について                      この3ヶ月間は、三重県の暴力団排除措置要綱に基づく指名停止措置を受けて、当市においても松阪警察署に対し照会を行</li> </ul>

<p>○指名停止期間が9ヶ月で、かつ関わりが無くなったと確認ができるまでの期間となっているがどのように確認を取るのか。</p>	<p>ったところ該当するとの回答があったことから、三重県と同様に当該業者の暴力団との関わりが判明したため1件の指名停止措置を行った。</p> <p>9ヶ月相当の日数が経過するころに再度、松阪警察署に対し照会を行い、暴力団等との関わりが認められない旨の回答があったから、指名停止措置を解除することになると思われる。</p>
<p>●抽出事案の審議（坂本委員抽出）</p>	
<p>○今回の抽出については、実施入札が169件あった中で、入札参加者が少なかった案件を26件、落札率が高かった案件を7件、双方に該当した案件を4件、そして希望価格方式での発注が4件ありましたのでこれらを抽出案件として取り上げます。</p>	<p>落札率が90%以上で入札参加者が5社以下であった案件の4件について、まず、公告381号「第23-105号中原団地浄水場水質計器外更新工事」については、水質計器という特殊機器を更新する業務であり、設計単価が無い見積りを徴取し設計額を決めていることから希望価格で発注している。応札は2社のみであったが、入札参加資格登録として対象が数十社ある中で全国発注しており競争性は担保されたものと考えている。また、落札率が98.01%であったが予定価格比の数値であり、希望価格発注であったことから請負契約額としては発注者の意図は一定の確保がされたものと考えている。次に、公告336号「松阪市民病院自動火災報知設備更新工事」については、施工場所が病院ということで工事の安全性が絶対的に施工工法に求められることから、資格総合点数1300点以上</p>

と設定したものである。結果として大手電気業者の参加となったが、入札参加資格登録として対象が 30 数社ある中で全国発注しており競争性は担保されたものと考えている。次に、公告 386 号「23 年災 12-4 嬉野滝之川町用水路災害復旧工事」及び公告 271 号「野々口外地内下水溝渠工事」については、今年度は台風災害で復旧工事が多く業者としても手持ち工事が増えてきている状況であることからそれぞれ入札参加者が少数で、また、工事規模が小さくとも人的配置を要する関係から採算性重視で応札額が高くなったものと捉えている。

落札率が 90%以上であった案件の 7 件について、資料に示すとおり入札参加者は一様に確認できることから競争性は図れたものと考えている。その状況の中で落札率が高かったことについては、以前から指摘がある予定価格算出率が高く出たことで最低制限価格が高くなりその付近の応札者が落札外となり、予定価格付近での応札者が落札となった結果である。今回の監視対象の発注案件 169 件の内 7 件の事象であり、その発生率としては 3.5%となっている。

入札参加者が 5 者以下であった案件の 26 件について、まず、公告 264 号「平成 23 年度松阪市総合運動公園建設工事(その 1)」、公告 377 号「松坂城跡石柱設置工事」及び公告 416 号「三角公園外 27 公園藤棚剪定施肥委託」については、造園工事の発注であり、入札参加資格としては 20 数社の登録があるが、5 者以下の入札参加となったものである。公告 294 号「ごみ処理基盤施設建設事業に伴う工損調査(事前)業務委託」については、新しく建設予定となるごみ処理基盤施設入口に付近にある工場の精密機械を含んだ事前評価調査業務であり、補償コンサルタントの登録のある

<p>○落札率 90%以上の案件は、以前から指摘している予定価格付近での応札者が落札となる不合理なものか。</p>	<p>内で5者以下の入札参加となったものである。公告 379 号「東町団地 C5・6 棟屋上防水改修工事」については、防水工事の発注であり、入札参加資格としては 10 数社の登録があるが、3 者の入札参加となったものである。公告 276 号「治山事業要望箇所測量調査業務委託」については、測量業務であり、測量の登録のある内で 5 者以下の入札参加となったものである。公告 417 号「阪内川スポーツ公園多目的グラウンド外補修工事」については、グラウンドの不陸修正の工事であり、土木一式工事の登録がある中で同種実績を求めたことから 3 者の入札参加となったものである。公告 354 号「松阪市公共下水道事業松阪第 2 処理分区松阪 2-9 号外污水幹線管渠工事（その 2）」及び公告 364 号「松阪市污水处理施設整備事業嬉野第 2-2 処理分区 986 号外污水管渠工事（MP）」については、マンホールポンプの設置という特殊な工事であり、希望価格で発注している。また同種実績を求めたこともあって応札が少数となったものと考えている。他の 16 案件については災害復旧工事や水路及び下水溝渠の工事であり、すべてが地域指定発注の対象工事である。この時期は手持ち工事の関係も影響してか少数の入札参加となっているが、各管内において業者の登録数は十分に確認できるところであり競争性は確保できていると考えている。</p> <p>今回の落札率が 90%以上であった 7 案件はすべてその事象に該当するものである。仮に他の最低制限価格制度、例えば平均型や公契連モデルで最低制限価格の設定を行うとしても落札外となり無効札が発生することは起こりうる事であり、現在、入札制度研究会で継続して検討中である。</p>
---	--

○今の予定価格算出率 98.00%～99.99%を 98.00%～99.00%とすれば状況が変化するようなことはないだろうか。

○不合理な結果が発生した場合の金額の影響の大きさから、設計金額がある一定以上の高額の場合に限定して何らかの制限をかけるような動きをしてみてもどうか。高く落札しても合法であるということは十分理解した上で何とか不合理さを排除する手案を講じるべきと考える。

○入札参加者が少数である中で地域指定を無くせば参加者が少ないという状況は幾分解決するのではないのか。

○地域指定の各管内での登録業者数の推移はどうなっているか。

○入札参加が1者のみであった入札についてどのような状況となっているか

算出率の内、上の1%を削ることは予定価格に対する歩切りに該当することになると思われ、実現はできないものと考ええる。

状況を確認しつつ、継続して検討したい。

過去において、水道本管工事も地域指定を行っていたが平成19年度に廃止とした経過があるが、災害発生時の緊急対応のことを想定すると業者の育成という観点もあり、現時点で地域指定を直ちに撤廃するという事にはならないと考える。このことについては発注及び受注状況のバランスを見ながら毎年検討することとなっている。

減少傾向にある。

1者入札の傾向について、工種別にみると、土木一式工事については、過去2年度該当が無く、平成21、20年度については、1) 工事金額が少額である。2) 現場条件が悪い。(地域的に遠隔地である。) 3) 採算が合わない。4) 手持ちが多い時期に発注したことが原因と考えられる。た

<p>○現在の検査体制についてはどうなっているか。</p>	<p>だし、発注基準により業者数が一定数確認できることから結果として 1 者となっているが、競争性は確保されたと考える。電気工事及びその他工事については、設計価格を一定額減して希望価格方式として全国発注としている場合が多く、このことで参加資格対象を最大に設定し、競争性は確保するように努めている。ただし病院の工事については、現場での施工の経費の占める割合が大きいことから単に価格を低く設定すると施工上の安全面でのリスクが大きくなるため、それを回避する重要性から希望価格方式で最低制限価格を設定しない方式を採用している。また、業者への周知については、年度当初や半期ごとに工事の発注見通しを HP 上で掲載していることと、実際の発注公告時には、松阪市の HP や建通新聞にその発注公告情報の広報している。1 者入札の傾向が強いと考えられる工事種別は、①特殊な施設の電気工事や電気設備工事並びに機械器具設置工事（浄水場、清掃工場、病院、給食センター、ポンプ場等）②井戸工事（さく井工事）、グラウンド整備工事③現場の配管系統や現場環境、機器の整備等の熟知が競争上有効に作用する随意契約に限りなく近いと考えられる工事（防災無線、プラント機器等）なお、前回の監視委員会にて意見を伺ったように、防災行政無線の今後の発注については検討が必要と考える。</p> <p>検査体制については、平成 22 年度の意見書においても、工事目的物の品質向上に向けて工事竣工検査時の検査体制の充実と段階的な検査の強化についてというご提言をいただいておりますが、現在、専任検査員と年度末の工事集中時のために各事業担当部局より課長補佐級以上の職員を 29 名併任検査員として任命し検査に当</p>
-------------------------------	--

<p>○検査を行う工事はどのように選定しているのか。</p> <p>○放射能に関して、検査項目はどのような状態となっているのか。</p> <p>○下請けの体制についてはどうなっているのか。</p>	<p>たっております。専任検査員については、その検査件数を増やし充実を図るために平成 22 年度から土木検査員を再任用職員により 1 名増員して、土木検査員 4 名、建築検査員 1 名の計 5 名で全体の 79%の検査を行っています。検査方法については、書類検査と実地検査を行っており書類検査では、工事写真・出来形・品質管理・配置技術者や下請等の施工体制・施工計画及び工程計画・安全管理などについて検査し、実地検査では設計図書と現地との整合及び出来栄を中心に検査を行っています。また、検査員には幅広い技術力と豊富な技術経験、客観的に公正で的確な判断が求められることから、市町検査連絡協議会、三重県及び国交省が開催する具体的な検査研修等に参加し検査員のスキルアップ及び育成に努めています。</p> <p>全工事を対象としており、原則、専任の検査員が検査を行うこととしているが、年度末に検査が集中する時には併任検査員の協力を得て行っている。</p> <p>現在行っておらず、専用の検査機器も無い状態である。</p> <p>着手時、検査時にその体制を確認することとなっているが、以前、最低制限価格を研究するために近隣自治体へ聞き取りに行った際、平均型最低制限価格制度を導入した後に応札額が低下し落札率が 60%台に下落したという話があり、そこの地元業者が下請けではとてもじゃないが収支が成立しないという話を聞いたことがある。このことは平均型のデメリットとして理解しており、元請業者への請負率が低くなれば、その分下請け業者</p>
--	---

<p>○松阪の業者が市外に下請けに行くし、市外の業者が松阪市内に下請けに来ることも往々にあるということか。</p> <p>○地元業者を特に優先とすることはないのか。</p> <p>○下請けの地域制限については、公正取引に抵触する懸念もあることから、注意する配慮が必要であろう。</p> <p>○下請け業者の決定に際して、強制的な問題事象ということは起こっていないのか。</p>	<p>への請負も連動して低くなるのが当然懸念されることから、市内業者保護の配慮としての趣旨もある 85%という最低制限価格制度を現在運用しているところでもある。</p> <p>そのとおりであるし、市内工事の下請け業者については、市内県内外の業者の隔たりがない状態である。</p> <p>下請業者の選定を市内業者対象として制限することについては、業者の戦略上の内容となってくることから市としては介入しかねる部分と考えている。</p> <p>業者間の問題であり、介入しかねる部分があるが、問題化することとなれば協力協定に基づき警察に通報することとなっている。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<p>4件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。</p> <p>先ず類似する2件について説明する。</p> <p>①平成23年度森林環境創造事業業務委託（県単・間伐）（松阪飯南森林組合整備計画地域）</p> <p>②平成23年度森林環境創造事業業務委託（市町タイプ）（松阪飯南森林組合整備計画地域）</p> <p>この二案件は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将</p>

<p>○森林保全事業を国と県と市が分担して行うということか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>止むを得ないものとする。</p> <p>○事業会計システムとは具体的にどのようなものか。</p> <p>○点数の配分はどのようなになっていたのか。</p>	<p>来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体において 20 年間の「環境林づくり協定書」等の締結が必要となる。森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないことから、本委託業務の実施においては、20 年間の森林管理に関して森林所有者の同意を得ている当該業者と契約をしなければ業務を遂行できないため随意契約するものである。</p> <p>①は県が 8 割、市が 2 割、②は国が 5 割、県が 4 割、市が 1 割の負担割合となっている。</p> <p>③松阪市上下水道事業会計システム導入業務委託</p> <p>平成 23 年 10 月 24 日から 11 月 7 日の募集期間中に、2 社から応募、企画提案がなされ、12 月 6 日に選定委員によりプレゼン・ヒアリング及びシステムデモを実施、評価点確定後 12 月 8 日に選定委員会で提案価格開封を実施した。プロポーザル方式により業者選定を行ったところ、当該業者が 500 点満点中、448. 640 点で、システムの運用・保守面、システムの特徴についての項目が評価され、最も総合評価点の高い優秀提案者となったため随意契約するものである。</p> <p>料金徴収から資産関係まで、企業会計としての収支関係の管理について行い、貸借対照表が最終的に自動で完成されるシステムである。</p>
---	---

○評価はどういったメンバーで行ったのか。

○今までこのようなシステムは使用していなかったのか。

#### 委員会としての意見

止むを得ないものとするが、カスタマイズを含めしっかりしたシステムを構築されたい。

○評価委員は教員を中心とした教育委員会のメンバーであったのか。

技術点と価格点の双方が当該業者の方が高い結果であった。

上下水道部の担当者レベルで評価を行ったものである。

これまでは上水道事業会計と下水道事業会計で個々のシステムを使用していたが、利便性を高めるために統合された今回システムも統合したものである。

④松阪市 平成 23 年度フューチャースクール推進事業に係る業務

先進的な実証研究を行う必要性から、プロポーザル方式による業者選定のため、参加業者を 11 月 18 日より公募した。参加締切日までに 2 社の応募があったが、提案書締切日に内 1 社より参加辞退届が出され、実際に提案を行ったのは 1 社となった。書類審査を経て、12 月 26 日にプレゼン及び質疑を実施。技術点の評価確定後その場で提案価格開封を実施した。プロポーザル方式により業者選定を行った結果、当該業者が技術点 1125.43 点 (満点 1400 点)、価格点 12.26 点 (満点 600 点) となった。価格点は低かったが、一定の質の堅持に必要な価格であると考えられること、また、技術点において、最も重要な協働型学習支援システムの評価が約 85%と高評価であったこと、技術点の合計も約 80%で、技術的にも問題なしと認められたため随意契約するものである。

教育委員会の委員に加えて、群馬大学の

<p>○具体的にどういった内容の事業となっているのか</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>止むを得ないものとするが、中途解約の条項等契約時においてその条項の内容には十分留意されたい。</p>	<p>専門家も含めた 6 人で構成された委員会で評価されている。</p> <p>総務省のモデル事業であり、全国で選ばれた 10 校の内、三雲中学校が指定校となったもので、タブレット型 PC を用いた授業を 3 年間行っていくもので、どのように効率的に授業が行われたかを実証研究し最終的に報告するものである。</p>
<p>●ごみ処理基盤施設整備事業の経過について</p>	
<p>○現在稼働中の清掃工場の運業者からも応札はあったのか。</p> <p>○予定価格を国内の各前例を基に算定したということだがどのようなことか。</p>	<p>事業の開始からの経過については資料の通りです。先日の 1 月 6 日に開札を行い、その結果は、予定価格 219 億円に対して、3 社から入札参加があり、その内、川崎重工業（株）の入札額が 119 億 7000 万円で現在第一落札候補者の状態となっており、今後、技術説明やヒアリングを行うこととなっております。</p> <p>問い合わせ等はありましたが、最終的に入札参加には至らなかった。</p> <p>従来から、このような大規模な工事内容のものは、専門業者に見積もりを徴取し設計金額を決定していたが、その方法だと徴取した業者の特性が後の入札額に影響したり、また、少なからず発注者と業者が接触する機会が生じたりということがあったことから、今回は本来緊張関係にあるべき発注者と入札参加者との接触を排除したものであり、前例の 3 自治体の契約金額等から t 当たりの単</p>

<p>○この入札金額は 20 年間の運転維持管理業務の費用も含んでいるのか。</p> <p>○修繕の費用も含んでいるのか。</p> <p>○突発的な事故等がない限りは、契約金額の変更はないということか。</p>	<p>価を算出し、それを当市の規模に置き換えて予定価格を算定するという特徴的な入札となったものである。</p> <p>運転維持管理業務委託費も含んでおり、建設工事費との総計が入札金額とである。</p> <p>提案された内訳書上も想定される修繕費用が一定周期で盛り込まれており、その分も見越した配分の金額提示となっている。</p> <p>そのように想定している。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>次回開催日を平成 24 年 3 月 28 日（水）の 13：30～とし、抽出委員は吉川委員とする。</p>	